

## 河内長野市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の様職名、氏名及び住所又は居所等並びに略歴を記載した書面

(4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担等を記載した書面

(5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類

(6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

(8) 法第24条各号に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書

(9) 国税及び地方税の滞納がないことの証明書（過去3年間）

(10) 前各号に掲げるもののほか、事業に関し参考になる書類として市長が認めるもの

（支援法人の指定）

第3条 市長は前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定することができる。ただし、本市による法第24条各号に規定する業務の実施が困難である場合に限る。

(1) その申請の内容が法第7条第1項に基づく空家等対策計画に適合すること。

(2) 申請者が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は市内で空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的として設立された会社のいずれかに該当すること。

(3) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

(5) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 未成年者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受

けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

(6) 河内長野市内に本店又は支店若しくは営業拠点を有すること。

(7) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切であること。

(8) 業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制及び人員体制を有し、かつ、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。

(9) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(10) 業務を行うに当たり、関係する行政機関、民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。

(11) 国税及び地方税の滞納がないこと。(過去3年間)

(12) 河内長野市暴力団排除条例(平成26年6月26日条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団又は代表者、役員、従業員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

2 市長は、前項の規定により申請者を支援法人の指定をした場合は、空家等管理活用支援法人指定書(様式第2号)により当該申請者に通知するとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。なお、前項の指定の有効期間は、2年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(名称等の変更)

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 市長は法第25条第3項の規定により、支援法人が前条の規定に

よる命令に違反したとき又は第3条第1項各号に該当しないこととなった時若しくは第2条第1項の申請をしたときに第3条第1項各号に該当していなかったことが判明したときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により、指定の取消しを行う場合は、聴聞を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第6号）により当該支援法人に通知するものとする。
- 4 市長は法第25条第4項の規定により、第1項の規定により指定を取り消したときは公示するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。